I 沿革

証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員 (Ordinary Member: 証券規制当局)、準会員 (Associate Member: その他当局)及び協力会員 (Affiliate Member: 自主規制機関等)あわせて 239 機関 (2024 年 6 月現在) となっている。 IOSCO の本部事務局は、マドリード (スペイン) に置かれている。

日本は、1988 年 11 月のメルボルン(オーストラリア)における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として IOSCO に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会員)の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー(メキシコ)における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCO は毎年1回年次総会を開催しており、2023年6月にバンコク(タイ)で、2024年5月にアテネ(ギリシャ)で、対面開催された。また、2025年5月にはドーハ(カタール)にて対面で開催予定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、 監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、 各メンバーの経験を共有すること

IOSCO は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、 指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものでは ないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが 促されている。

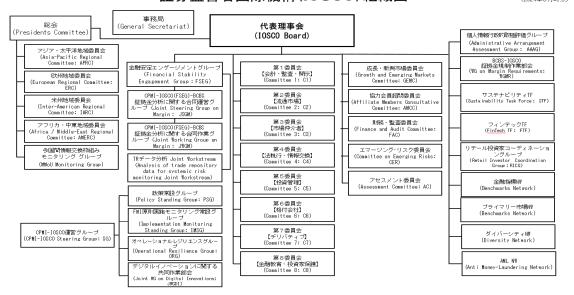
その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された IOSCO 多国間情報 交換枠組み (IOSCO・MMoU) については、2010 年 6 月の代表委員会決議により、2013 年 1 月までに全てのメンバーが IOSCO・MMoU へ署名 (将来的な署名約束を含む) することが義務付けられ、各メンバーは IOSCO・MMoU に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている (なお、金融庁は、2008年 2 月に IOSCO・MMoU に署名)。

証券監督者国際機構(IOSCO)の組織

(2024年6月時点)

証券監督者国際機構(IOSCO)組織図

(2024年6月時点)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会員及び準会員の代表者で構成され、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会(IOSCO Board)

代表理事会は、2012 年 5 月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を 統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対 処や、予算の承認等、IOSCO のガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関 する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置さ れている。

代表理事会は、金融庁を含む34当局(2024年6月現在)で構成されており、2022 年10月より有泉金融国際審議官が副議長を務めている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pacific Regional Committee)に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されており、2024年2月に香港で、2024年5月にアテネ(ギリシャ)で開催された。2021年10月から2022年10月までは長岡審議官が、2022年10月から2024年5月までは有泉金融国際審議

官が議長を務めた。

現在、APRC では特に、暗号資産、サステナブル・ファイナンス、オンラインハームなどの課題について精力的に議論している。

Ⅲ 主な議論

1. 概要

IOSCO は、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善(IOSCO・MMoU の推進等)に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2023-2024 作業計画には以下が含まれている。①金融強靭性の強化、②市場の効率性の支援、③投資家保護、④サステナビリティとフィンテックにおける新たなリスクへの対処、⑤規制の協力と効率性の推進。本作業計画は、IOSCO 全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて2年に一度改定されることとなっている。

IOSCO には、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた8の政策委員会(Committee 1~8)や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEG を含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

2. 常設委員会

委員会	作業内容
会計・監査・開示に関	会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題につ
する委員会	いて検討を行っている。会計及び監査分野では、国際
(Committee 1)	会計基準(IFRS)の適用上の課題等に関する知見の共
	有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関
	与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガ
	バナンス等についての議論を行っている。開示分野で
	は、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明
	性を高める観点等から議論を行っている。
流通市場に関する委	証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行
員会	っている。2024 年6月に、「株式市場の機能停止」と
(Committee 2)	題する最終報告書を、2024年4月に「取引所の業務、
	ガバナンス、ビジネスモデルの進化:規制上の課題と
	ベストプラクティス」と題する市中協議書を公表し
	た。
市場仲介者に関する	証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・
委員会	監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必
(Committee 3)	要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な
	原則の策定を行っている。2024年6月に、「レバレッ
	ジドローン及び CLO に関する検討のための好事例」と
	題する最終報告書を公表した。

法執行・情報交換に	国際的な証券の不公正取引等に対応するための各国
関する委員会	当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方につ
(Committee 4)	いて議論を行っている。2023 年 12 月に、「オンライ
	ンハームに関するステートメント」を公表した。
	また、Committee4と同時に開催される審査グループ
	(Screening Group) 会合において、IOSCO・MMoU 及び
	強化された EMMoU (Enhanced MMoU) への署名審査及び
	署名促進のための方策等に関し検討を行っている。
投資管理に関する委	集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運
員会	用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制
(Committee 5)	のあり方等について議論を行っている。また、資本市
	場における金融安定リスクに関連しうる課題につい
	ては、FSEG と連携しながら検討を行っている。2022 年
	以降、投資ファンド業界のグローバルなトレンドを分
	析する年次報告書(「投資ファンド統計報告書」)を公
	表している。また、2023年12月には、「希釈化防止の
	ための流動性管理ツール:『集団投資スキームの流動
	性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガ
	イダンス」を公表した。
格付会社に関する委	格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共
員会	有や検討を行っている。
(Committee 6)	
デリバティブ市場に	従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であった
関する委員会	が、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバテ
(Committee 7)	ィブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の
	透明性の向上等について検討を行っている。日本から
	は金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなって
金融教育及び投資家	│いる。 │投資家教育の促進及び金融リテラシ―の向上、並びに
保護に関する委員会	投資家保護に係る IOSCO の役割や戦略的取組等につい
(Committee 8)	投資家保護に除る1000000人間で報唱的収益等につい て検討を行っている。2017年より毎年、同委員会主催
(Oomini CCCC O)	で候前を行うでいる。2017年より選手、同委員会工権 の個人投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間
	(World Investor Week)』が世界各地で開催されてお
	り、日本も例年参加している。
エマージング・リス	新興リスクや証券市場の状況について議論するとと
ク ク 委員会 (CER)	もに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リス
	クの監視・特定・緩和等を行うための手法等について
	検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地
	域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点
	を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に
	集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook
	は、代表理事会が今後 IOSCO として優先的に取り組む
	べき課題を判断するための重要な基礎資料となる。
アセスメント委員会	IOSCO の「証券規制の目的と原則」及び IOSCO の報告

(Assessment	書等に定められた基準や方針の実施状況を確認・評価
Committee)	するためのプログラムを開発・提供している。

3. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、 証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の 情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会 (CSRC) (1997 年)、シンガポール通貨監督庁 (MAS) (2001 年)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) (2002 年)、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) (2004 年)、香港証券先物委員会 (SFC) (2005 年)並びにニュージーランド証券委員会 (2006 年)との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局 (ESMA)とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換 (2011 年)及び清算機関に関する覚書への署名 (2015 年、2022 年改定)、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2013 年、2020 年、2021 年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効)、米国 CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2014 年)、イタリア国家証券委員会 (CONSOB)及びイタリア中央銀行(BOI)とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名 (2020年)をそれぞれ行った。2021 年8月には、英国金融行為規制機構 (FCA)との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

4. 多国間情報交換枠組み

3. の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年5月、複数当局間の情報交換枠組みである IOSCO・MMoU に署名するための申請を行い、IOSCO による審査を経て、2008 年2月に署名当局となった。2024 年6月現在、130 の証券当局が IOSCO・MMoU に署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、IOSCO・MMoU を強化するための改訂が議論され、2017 年3月に EMMoU が策定された。2024 年6月現在、26の証券当局が EMMoU に署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法(欧州一般データ保護規則/GDPR)が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO 加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCO に加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定(金融庁も起草チームに参加)。金融庁は2019年4月26日に署名を行った。

また、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・

懸念等について定期的な協議を行う機関として MMoU モニタリング・グループが 設置されている。

5. サステナブル・ファイナンスに関する取組

IOSCO は、サステナブルファイナンスに関する取組を強化すべく 2020 年 6 月に タスクフォースを設置。

同タスクフォースは、2023 年7月にコンプライアンスカーボン市場に関する最終報告書、2023 年 12 月にグリーンウォッシングに対応するための監督実務に関する最終報告書を公表した。現在は、自主的なカーボン市場や移行計画等に関する議論を行っている。

6. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組

IOSCO は、2020 年 3 月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野にタスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、2023年3月に、自己取引の急増と技術的手段を通じて提供される高リスク商品が個人投資家に重大な損失をもたらしていることを指摘した最終報告書を公表し、任務を終えた。

IOSCO は、2023 年 6 月、今後、市中協議やこれまでの議論を基に最終報告書の公表を予定している。当該最終報告書で特定されたコンダクト問題(フィンフルエンサー、コピー取引、デジタル・エンゲージメントなど)を軽減させることを目的に、Committee 3、4、8 からなるリテール投資家コンダクトグループ(RICG)を設置した。同グループは 2024 年中にこれらに関する市中協議書を公表する予定である。

7. フィンテックに関する取組

IOSCO は、2022 年 3 月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワーク (ICO ネットワークとフィンテックネットワーク) を代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。同タスクフォースでは、2023 年 11 月に「暗号資産・デジタル資産に関する勧告」及び同年 12 月に「分散型金融 (DeFi) に関する勧告」を公表し、現在は、同勧告の実施モニタリングや AI の利用及び金融資産のトークン化に係る作業を行っている。

8. 金融安定エンゲージメントグループ(FSEG)

2020年3月、代表理事会直下にFSBと緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG)が設置され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う市場の混乱に関してFSBと連携して行う作業はFSEGを中心に対応している。現在、ストレス環境下における証拠金、オープン・エンド型ファンドの流動性リスク、及びノンバンク金融仲介(NBFI)のレバレッジなど、その他

の重要な政策課題への対応に関しても FSB と連携する重要な会議体となっている。